

平成28年度1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成28年3月8日）

---

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成28年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は6名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月17日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案24件、委員会提出議案1件、定期監査及び財政援助団体等監査結果報告1件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成28年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は6名の出席であります。

本日欠席されますのは田村議員、女鹿議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第2号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第2号は、報告済みといたします。

## 報 告 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第3号議案第3号第6次歌志内市基本構想の策定について（平成28年2月5日。議案第3号審査特別委員会付託）を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

議案第3号審査特別委員会副委員長、本田加津子さん。

○議案第3号審査特別委員会副委員長（本田加津子君） ー登壇ー

報告第3号議案第3号第6次基本構想の策定について。

次ページをお開き願います。

議案第3号審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第3号第6次歌志内市基本構想の策定について（平成28年2月5日付託）。

2、審査の経過。

2月12日、2月17日、2月22日、委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

原案どおり可決する。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、報告第3号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

### 市政執行方針演説

○議長（川野敏夫君） 日程第6 市政執行方針演説を行います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

平成28年度市政執行方針。

平成28年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに、市民の皆様を初め多くの方々からの御支援を賜り、人と人とのつながりを大切にする「市民と協働のまちづくり」を信条に、市民誰もが住んでいてよかったと実感できるまちづくりの実現に向け、市政を推進してまいりました。

さて、我が国では、人口減少の本格化と高齢化の急速な進行という時代の転換期にあつて、社会保障の維持と財政の健全化など、多くの困難な課題に直面しております。とりわけ人口減少問題につきましては、全国的に危機感が広がり、地方創生に向けた「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

北海道においても総力を結集し、「北海道創生総合戦略」が策定され、幅広い世代が集い、つながり、心豊かに暮らせることができる北海道の実現とともに、人を呼ぶ込むための取り組みが進められます。

このような時代の潮流や社会経済環境の中、平成28年度からスタートする「歌志内市総合計画」を策定し、新たな時代に対応していくための本市のまちづくりの指針を示したところがあります。

また、本市における財政構造につきましては、地方交付税を大宗とする構造に変わりはなく、先行きが不透明な行財政環境の中、将来への展望を見据えて、安定的かつ持続可能な行財政運営の確立を目指し、「選択と集中」による施策の重点化を図り、「みんなで創る笑顔あふれるまち」の実現に向け、新たな一步を踏み出す1年としてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、平成28年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は「市民と協働で創るまち」であります。

地方分権の進展とともに、地方自治は、時代の変化への対応や、みずからの発想と創意工夫により個性を生かした自立が求められております。

このため、引き続き基礎自治体としての役割を果たすべき、市民サービス向上のため、多くの市民との対話を進め、多様な行政ニーズの把握に努めるなど、市民主体のまちづくりに取り組んでまいります。

広報広聴活動につきましては、「広報うたしない」をわかりやすく親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見を反映しながら、文字の種類や大きさ等を含め、紙面編集の工夫に努めてまいります。

また、市の公式ホームページは、より早い情報提供の場として、地域おこし協力隊が運用するフェイスブックページとの連携を図るとともに、迅速かつ的確な情報発信に努めてまいります。

なお、市民ニーズの把握と行政情報の共有などを目的に、地区別市政懇談会や町内会連合会との情報交換会、小中学生との語る会、さらに各種団体等との「ふれあい市長室」を引き続き開催し、市民と直接対話する機会を設けてまいります。

非核平和活動につきましては、市民の平和に対する意識の高揚を図り、恒久平和を願う啓発活動を引き続き推進してまいります。

また、地方分権改革が進む中、時代の要請に対応できる職員の能力向上を目指し、能動的に行動できる職員の意識改革と資質向上を進めるとともに、人材育成と組織の活性化を図るため、人事評価制度の運用に取り組んでまいります。

次に、本市の財政運営としましては、昨年実施された国勢調査による人口減少の影響により、歳入の大宗を占める地方交付税の大幅な減額が見込まれる中、総合計画や総合戦略に掲げられた施策に取り組むとともに、将来世代に過大な負担を残さぬよう財政の健全化に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域振興に向けた各種広域連携事業に参画するとともに、「定住自立圏形成協定」に基づき、引き続き、圏域の市町との連携を強化し、圏域の住みよい地域づくりに努めてまいります。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率化を図るため、必要なシステム機器の更新を進め、維持管理に努めてまいります。

また、社会保障・税番号制度につきましては、国のスケジュールに基づき円滑な制度導入に向け、関連システムの改修を行ってまいります。

なお、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、社会保障・税番号制度及び行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、本市の情報資産を適正に保護・管理するため、情報セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

第2は「活力と魅力あふれるまち」であります。

アベノミクスのスタートから3年が経過し、国内経済は回復基調で推移しておりますが、本市においては商工業者を初め、厳しい経営環境が続いております。このため、商工会議所との情報共有を図りながら、事業所の経営安定に向けた取り組みを進め、地域経済の発展に取り組んでまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の継続並びに安定操業に向け、関係機関と連携のもと支援してまいります。

農業の振興につきましては、順調に推移している葉野菜の水耕栽培事業の安定化はもとより、農地取得によるワイン用ぶどう試験栽培事業に着手するなど、1次産業の振興及び6次産

業化に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、ワイン用ぶどう試験栽培事業は、上歌地区で農業生産法人が断念したぶどう栽培とワインづくりの再生に向けチャレンジしようとするものであり、おおむね5年をかけ、改めて土壌分析及び苗木の生育調査による適正品種の選考を主として実施してまいります。

将来的には、民間参入によるワイナリー及びミニレストランの併設も計画するなど、大胆な発想のもと取り組むもので、これらが一体的に整備されることで、本市における産業の裾野を広げるとともに、新たな雇用の創出が可能になると判断するものであります。

次に、被害が著しいエゾシカやアライグマ等の有害鳥獣対策としましては、被害等の実態把握に努めるとともに、捕獲、駆除に向けた対策を継続してまいります。

観光事業につきましては、かもい岳温泉、スキー場、道の駅の新たな指定管理期間が始まることから、市民を初めとする利用者に一層親しまれる施設づくりを要請するとともに、経年劣化している施設につきましては、安全性等を考慮し、改修を進めてまいります。

なお、本市における今後の観光施策の充実を目的に、道の駅指定管理者が実施するSNSや観光情報誌を活用したPRを含む「観光情報発信事業」について、今後の観光客の増加による地域経済の活性化を目的に、できる限りの支援を講じてまいります。

また、地域特産品づくりにつきましては、昨年度設けた補助制度の活用促進を図るとともに、庁内組織による「歌志内オリジナルの土産品」づくりに向け取り組んでまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、日帰り入浴客を中心とする利用者数の維持や経費節減に加え、燃料費の減等により、経営の安定化が図られてきておりますが、引き続き一層の経営努力を行う必要があります。

今後も市民の憩いの場、健康増進施設として市民に親しまれるとともに、持続的な安定経営を目指すよう支援してまいります。

労働行政につきましては、滝川ハローワーク管内では雇用情勢がやや上向きとのことでありますが、本市においても求人に対し求職者がいない、また、雇用のミスマッチなど安定した雇用確保に向けた取り組みが必要であります。このため、商工会議所やハローワークとの連携強化を図り、安定した雇用創出と各種支援制度の情報提供等に努めてまいります。

定住化対策につきましては、東光団地の分譲促進を初め、住宅建設助成金制度の拡充や、子育て支援と教育の充実など、各種支援制度などのPRにより、定住促進を図ってまいります。

地域おこし協力隊制度の活用につきましては、引き続き有害鳥獣対策などの活動とともに、新たにワイン用ぶどう試験栽培、市の魅力や郷土文化などの情報発信を推進する活動を進め、隊員の定住・定着を図ってまいります。

また、北海道や北海道移住促進協議会等の関係機関と連携を図り、移住定住に関する地域情報の発信・提供を継続してまいります。

地域間交流の促進につきましては、市内への交流人口拡大に向け、各種イベントや大会、行事など地域活動を実践する団体への支援に努め、地域活性化に結びつけてまいります。

第3は「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、「歌志内市地域福祉計画」の基本理念“気遣い、心遣い、向こう三軒両隣”に基づき、市民の主体的な参加と、事業所、行政の協働のもとに、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指してまいります。

なお、本年度は、歌志内市地域福祉計画が最終年を迎えることから、これまでの進捗状況や評価等を行い、計画を策定してまいります。

高齢者保健福祉の推進につきましては、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活が

続けられるよう、高齢者の立場に立った視点で支援してまいります。

また、さまざまな職種の関係者が協働し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える地域づくりを推進するため、一人一人が何をすべきかを学び、考える場として「地域ケア会議」の充実を図り、介護、予防、医療、生活支援、住まいの各サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指してまいります。

さらに、本年度より開始する「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な運営を行うとともに、認知症に対する取り組みとしましては、認知症サポーター要請講座を継続して実施してまいります。

児童福祉の推進につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する幼児期の子育て支援の充実を図るため、質の高い教育・保育を確保するため、認定子ども園開設に向け、保護者や関係機関、教育委員会との連携のもと、検討を進めてまいります。

また、新たに子育て支援として、3歳未満の子供のいる世帯に対し、紙おむつなど、子育てによって生じたごみの処理に必要なごみ袋を支給してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者総合支援法及び「第4期歌志内市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が自立して生きがいを持ち、安全で安心して暮らすことができるよう、各種サービスの提供を推進してまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、「歌志内市健康増進計画」に基づき、予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。

特に、健康寿命の延伸を重要課題と捉え、生活習慣病の発症予防や重症化予防対策を推進するため、集団健診の会場をふやすなど、健診を受けやすい体制を整備し、各種健康診査の受診率向上に努めてまいります。

各種がん検診につきましては、がん検診推進事業を継続するとともに、新たに大腸がん検診の医療機関での個別検診を実施し、受診の促進と異常の早期発見に努めてまいります。

感染症対策につきましては、任意接種である子供のインフルエンザ予防接種の全額助成を継続するとともに、感染予防に努めてまいります。

母子保健対策につきましては、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな成長のため、健康診査を初めとする各種保健事業を推進するとともに、安心・安全な出産の確保と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、妊婦一般健康診査の助成を引き続き実施してまいります。

病院事業につきましては、病院運営の指針としている「歌志内市立病院経営健全化計画」に基づき、不良債務を発生させないよう、経営の健全化に一層努力してまいります。

なお、本計画の新たな策定につきましては、北海道が本年度策定する「地域医療構想」を踏まえ、当院が地域医療として果たす役割、さらには将来のあるべき姿を明確にすべく検討・協議を進め、策定してまいります。

また、医療体制につきましては、現状の医師及び診療体制を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

さらに、運用開始となる中空知医療連携ネットワークシステムの構築により、中空知医療圏内の医療機関との医療情報等を共有し、市民が住みなれた地域で安心して暮らせるための医療体制に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、空知中部広域連合の計画に基づき、医療費の適正化を図り、各種保健事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進及び事業の健全な運営に努めてまいります。

なお、今後、北海道が財政運営の責任主体となる広域化が進められることから、空知中部広

域連合と連携し、動向を注視し、広域運営の移行に向けた検討を進めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民が安全で安心して暮らせる生活空間を創造するため、道路や河川について日常的なパトロールを行い、市民の皆様の安全確保に努めてまいります。特に、冬期間につきましては、道路交通の安全上支障とならぬよう、降雪状況や沿道の堆雪状況を把握しながら除排雪を行い、歩車道の確保に努めてまいります。

なお、北海道が管理する道路や河川につきましても、管理状況の情報提供や要望等を行うとともに、連携を図ってまいります。

道路整備事業につきましては、引き続き温泉通り線の防護柵改修を行うほか、局部的な改修を行うとともに、道路附属施設の整備としまして、神威旧跨線橋は、老朽化が著しく進んでいることから、撤去してまいります。

また、消費電力の節減などを目的とする街路・防犯灯のLED化につきましては、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

橋梁の整備としましては、「歌志内市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、昨年度より改修を進めている振興橋は、橋台の補強を行い、安全性の確保に努めてまいります。

治山事業につきましては、未施工区間となっております三坑の沢流路工事を引き続き行ってまいります。

河川整備事業につきましては、引き続き若鍋川の護岸改修工事を行ってまいります。

次に、市営住宅の整備事業につきましては、「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化住宅の解体除却事業や住宅の集約化を進めるとともに、既存住宅の長期的活用や住宅環境改善を図るため、維持修繕や改修工事を進め、より一層良好な住環境整備に努めてまいります。

本年度の主な事業としましては、老朽化住宅の解体除却事業として、歌神一区2棟10戸、歌神二区1棟4戸、中村地区1棟8戸、文珠地区1棟4戸の解体工事を行ってまいります。

また、住宅屋根改修事業としましては、神威神楽岡地区改良住宅3棟20戸の無落雪化工事のほか、屋根塗装工事としまして、本町中央地区改良住宅の2棟8戸を行ってまいります。

防護柵改修事業としましては、歌神1区改良住宅2棟の転落防止柵の改修を行ってまいります。

次に、既存のシルバーハウジングのミクロ的な位置づけとなる高齢者専用住宅の建設につきましては、自立した65歳以上の世帯が安心して健康で明るい日常生活を営むことができる住環境として、低廉な家賃での住宅提供と、渡り廊下で幹線道路へ接続することが可能となる動線を確保し、高齢者のひきこもり対策に重点を置くなど、「住んでいてよかった」と実感できる住環境整備に努めてまいります。

上水道事業につきましては、3市1町で構成する中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化促進と施設の維持管理を行っており、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、平成27年12月末現在で94.1%、2,331戸で、より快適性の

向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めてまいります。

また、一昨年7月に集中豪雨の影響を受けた沢町川につきましては、下水道整備事業の雨水浸水対策事業として、引き続き測量設計を行ってまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙・巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収奨励金の交付による、資源回収団体の活動を支援することにより、資源物の回収を促進するなど、市民、地域、団体等と協働で、ごみの減量と再資源化を推進してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、本市に建設された中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう、広域連合等と連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設として、東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合と連携を図りながら、適正な共同し尿処理に努めてまいります。

消防行政の推進につきましては、昨年、2件の火災が発生しており、今後も防火対象物への立入検査及び一般家庭査察等を通し、市民一人一人の防火意識の高揚に努め、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、救急救命士及び救急隊員の知識・技能を高め、救急救命体制の高度化を進めてまいります。また、救命率の向上を目的とした市民への救急講習を積極的に開催し、応急手当の普及促進を継続的に行ってまいります。

なお、消防の広域化につきましては、「北海道消防広域化推進計画」に基づき、協議してまいります。

次に、防災対策につきましては、市民が平常時から災害に備えられるよう、避難訓練の実施や土砂災害警戒区域などの防災情報を提供し、市民の防災・減災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時等の避難体制充実のため、通信機器や暖房器具などの防災資機材を計画的に整備してまいります。

防犯対策につきましては、毎日が安心して生活できる安全なまちづくりを目指し、高齢者や子供を見守る自主防犯活動に取り組む諸団体への支援や防犯意識の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にし、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全の推進につきましては、本年度達成予定であります交通事故死ゼロ2,000日を目指し、今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑・巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害の未然防止と被害相談等の迅速な対応を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

近年、学校や子供たちを取り巻く状況は、ますます多様化、複雑化しており、それぞれの課題に対応した教育改革が求められております。

目まぐるしく社会が変化する時代にあって、今必要とされるのは、子供たち一人一人が将来、社会の一員として活躍していくための力を身につけさせることができる、きめ細やかな教育であります。

本市においては、子供の発達段階に応じた知識・心・身体の調和がとれた教育を進め、確か

な学力の定着、命や道徳に関する教育の推進や、変化する時代を切り拓く力、豊かな心と健やかな体を育成し、郷土愛に満ちた次世代の担い手としての人材育成に努めてまいります。

社会教育につきましては、「第6次歌志内市社会教育中期計画」の最終年度として、人生のどの時期においても、みずから学び、活動ができる環境づくりを推進し、生涯学習社会に対応した社会教育の充実を目指すとともに、第7次の中期計画策定を進めてまいります。

また、コミュニティセンターを初めとする社会教育施設の活性化を促進し、家庭教育、青少年教育、成人・高齢者教育、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動にかかわる事業を進めるとともに、関係団体の活動を支援してまいります。

教育委員会制度改革により、昨年度から総合教育会議が開催され、新しい体制において進めていくこととなりますが、本市におきましては、これまで同様、教育委員会との意思疎通を深めながら、教育行政を進めてまいります。

私から教育分野の概略について説明いたしました。具体的な施策などにつきましては、別途、教育長からの教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、平成28年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに、我が国の経済は、緩やかに回復基調にあるとされておりますが、個人消費の落ち込みなど、いまだ経済の好循環実現には至っておらず、経済政策「アベノミクス」の成果を実感できず、先行き不透明感に変わりはなく、依然、取り巻く環境は厳しい状況となっております。

このような中、私は、市長就任以来、「市民との対話によるまちづくり」との思いから、多くの市民の皆様と直接お会いし、その声に真摯に耳を傾け、本市のまちづくりへの熱い期待や、まちに対する誇りなど、市民の皆様の強い思いに触れてまいりました。

このため、こうした市民の思いに応えるべく、まちづくりへの思いを共有し、人と人のつながりを大切にする「市民と協働のまちづくり」を進め、策定した「総合計画」を本市の将来に向けての指針とし、歌志内の未来を創造していく決意であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。平成28年度の市政執行方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） —登壇—

おはようございます。

平成28年度教育行政執行方針。

平成28年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに、今日、我が国の急速な人口減少は、地方の過疎化、少子高齢化社会を招き、また、世界の経済・社会環境の変化は、国境を越えて容赦なく私たちの生活に影響を与え、教育を取り巻く情勢も大きく変化し続けています。

「教育再生」が叫ばれて久しい中、昨年は教育委員会制度改革が施行され、本市においても、本年度から新たな制度下における“新教育長”を初めとする教育委員会がスタートします。

したがって、教育委員会の政治的中立性を堅持しつつも、本市の首長である市長と教育委員会が一体となって、教育活動を進めることが、より重要となってまいります。

そのためには、歌志内市教育大綱に基づき、「豊かな心を育む教育と文化のまち」を基本目

標とした「次世代の人を育むまちづくり」と「地域の絆を育むまちづくり」にかかわる施策に重点を置いた教育活動を進めることが不可欠であります。

特に、幼児教育の推進と学校教育の推進については、幼稚園を含む学校教育において、国の教育改革の方向性を注視しながら、これまでの実践を通して、幼・小・中一貫教育を基軸とした郷土の地域特性を生かし、学校・家庭及び地域の連携を図ることにより「生き抜く力」の育成に努めてまいります。

また、社会教育の推進と芸術・文化・スポーツの振興については、本年度が第6次歌志内市社会教育中期計画の最終年度となることから、計画達成に向けた取り組みに努めるとともに、その反省と評価を踏まえた第7次の計画を策定してまいります。

教育は「人づくり」であるという原点に立ち、取り組みを進めます。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「幼児教育の充実」であります。

幼児にとって家庭は、基礎的生活習慣や人間形成の基礎を形づくる重要な役割を担っています。

人としての発達段階における幼児期は、心と体の発達基礎を形成する重要な時期であり、教育の出発点となる家庭と連携して、健やかな育成に努めることが必要であります。

このため、幼稚園において、集団での遊びや自然との触れ合いを初め、幼・小・中一貫して取り組むダンス講師の招聘などにより、基礎体力の向上を図ってまいります。

また、外国語指導助手を派遣し、幼児期から英語に親しみ、国際的な感覚を培うとともに、将来における学力向上の礎を築いてまいります。

家庭との連携としては、保護者の学習機会の拡充や幼児教育に関する情報提供の推進に努めてまいります。

第2は「学校教育の充実」であります。

急速な社会の変化とともに、学校教育の現場にもグローバル化の波が押し寄せ、各学校が取り組まなければならない課題は山積しております。

教育課程をどのように編成すべきか、学力の向上をどう図るべきか、日々の授業において、教師は何をどのように工夫すべきか、児童生徒に思考力や判断力、表現力をどのように培うかなど、地域や個人の特性に応じた課題が尽きることはありません。

何よりも、学校は幼児や児童生徒・保護者・地域から信頼を得ることが必要です。学校が信頼されるためには、第1に危険管理能力、第2に学校力、そして第3に教師力の向上が不可欠であります。

また、学校は児童生徒にとって、心身ともに安心して過ごせる環境でなくてはなりません。

そのため、学校では子供たちが最優先に尊重され、その中に自分の居場所があることが大切であり、教職員はその環境整備に努めなければなりません。

子供たちが将来に向けて自信と誇りを持ち、大きく変化していくであろう20年後、30年後の社会を見据えた「生き抜く力」を養うため、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体と郷土愛を兼ね備えた、バランスを適切に育てることが大切になります。

また、放課後や長期休業を活用した学習サポートの充実を図るほか、小学校において、低学年から英語授業を導入するとともに、中学生を対象としたチャレンジキャンパス（公的学習塾）を開設し、基礎学力の向上に取り組んでまいります。

さらに、全国学力・学習状況調査、生活習慣等調査の公表結果を踏まえた授業改善を図り、保護者、地域への期待に応える学校運営に取り組むとともに、インクルーシブ教育の理念に基

づき、学習活動上の人的配置を行い、一人一人のニーズに応じた特別支援教育に努めてまいります。

体力向上につきましては、幼・小・中の一貫した連携を重視したプログラムを推進するとともに、小学校において、放課後の居場所づくりに努め、遊びを通じた運動を促進してまいります。

また、いじめについては、各学校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づき、子供の人権・命の尊厳の視野に立ち、決して見逃さず、迅速で適切な対応をとることはもちろん、同時に、家庭・関係機関とより密接な連携を図ってまいります。

食育に関しては、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。また、給食メニューの工夫・改善を図り、安心安全な給食提供に努めてまいります。

加えて、教育の推進を図るため、給食食材費、補助教材費及び高等学校等就学支援金等の助成を継続するなど、児童生徒を持つ家庭の負担軽減に努めてまいります。

第3は「社会教育の充実」であります。

幼児や青少年、子育て中の家庭を取り巻く環境は、学校と同様に、幾多の問題を抱えています。

子供の中には、良好な人間関係を形成することを苦手とし、基本的な生活習慣や社会性を家庭で身につけられない事例が増加しています。

近年、市内では、青少年にかかわる事件は発生していませんが、全国的に見ると児童虐待やいじめなどの行為が後を絶たず、毎年とうとい命が奪われています。

このような実態を含め、地域の温かいまなざしの中で、次世代を担う子供たちが安心して、みずから未来を切り拓いていくことができるよう、施策を推進してまいります。

本市においては、これまで「異年齢交流や体験活動を通して、生きる力や豊かな心の育成」、「地域教育力向上を目的とした巡視補導や有害環境の排除」、「放課後や休日の子供の居場所づくりと家庭教育力向上を目指した啓発活動」を実施してまいりました。

本年度も、全ての子供を持つ親にとって、子育てしやすい環境を整えていくことはもちろんのこと、保護者を対象とした学習機会の提供や地域で子供を育む機会の創出などに努めてまいります。

成人期は、家庭や職場、地域などにおいて中心的な役割を担っておりますが、「仕事が忙しい」という理由で、社会教育事業への参加者も少ないのが現状であります。

しかし、現代的な課題を解決するためには、より高度な充実した学習が必要であるとともに、やがて迎える高齢期において、生きがいのある生活を送ることができるよう、さまざまな学習が必要となっています。

したがって、学習機会の提供のみならず、多くの人参加しやすい環境づくりを行うとともに、サークル活動の支援や指導者の養成など、学びの輪を広げてまいります。

また、本市においては、高齢者同士がともに学び、支え合うことや、地域づくりにおいて活躍することがますます重要になってきます。高齢者がみずからの人生経験で培ってきた知識や技能を、子供や若い世代へ伝えることは、生きがいにつながると同時に、地域の財産になることから、世代を越えた交流の場所づくりに努めてまいります。

本年は、コミュニティセンターが、公民館時代を含め、開館30年の節目を迎えることから、記念事業を開催いたします。

さらに、地域コミュニティの拠点として利用拡大を図るとともに、市民の憩いの場となるよ

う、施設の利用促進に努めてまいります。

図書館は、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるとともに、高齢者がパソコン操作などを学んだり、子供同士の家庭学習の場所となるべく、図書館サービスの拡充を図ってまいります。

第4は「芸術・文化・スポーツの充実」であります。

芸術・文化の振興は、成人や高齢者の学習活動を促進するほか、地域の活力を高め、郷土の歴史を継承する上でも極めて重要であります。

特に、郷土の歴史や伝統を適切に伝えることは、大人だけではなく、子供たちへの郷土への愛情と誇りを育み、地域の活力を生み出す原動力にもなり得ます。

そのため、本市の魅力を再発掘するため、新たに地域おこし協力隊制度を活用し、郷土館を拠点として、市内外への情報発信等を活発に推進してまいります。

また、旧空知炭鉱倶楽部や私設の資料展示館と連携したPRなど、郷土財産の保存・継承と、利用促進に努めてまいります。

加えて、コミュニティセンターでのサークルや文化連盟、女性団体などの自主的活動を支援し、芸術・文化活動の振興に努めてまいります。

スポーツの振興も人口の減少により厳しい状況にあります。市民体育館の維持、学校開放事業による施設提供に努め、近隣市町との施設の共同利用を促進してまいります。

特に、プールについては、引き続き赤平市、奈井江町、浦臼町のプール使用料金を市が負担するとともに、子供を中心とした送迎を行うなど、利用の促進に努めてまいります。

以上、教育行政に臨む私の決意を申し述べましたが、いずれの取り組みも、その目指す先には、子供たちの未来があり、私たちの社会の未来があります。

新しい時代を拓く力強い創造性あふれる人材の育成に向けて、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化の振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め市民の皆様の教育行政に対する、より一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。平成28年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、10日、11日の両日を予定しております。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 議 案 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第8号歌志内市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第 8 号歌志内市行政不服審査会条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、新たに設置する歌志内市行政不服審査会の組織及び運営について定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市行政不服審査会条例。

第 1 条は、この条例の趣旨であり、この条例は、行政不服審査法に基づき、歌志内市行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めることを規定しております。

第 2 条は、設置についてでございます。法第 81 条第 1 項に規定する附属機関である第三者機関として設置することを規定しております。

第 3 条は、組織についての規定であり、委員 3 人をもって審査会を組織することを規定しております。

第 4 条は、委員についての規定であり、第 1 項で、委員の要件について、第 2 項で、委員の任期を 2 年とすること、第 3 項で、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすること、第 4 項で、委員の空白期間を防止するための措置、第 5 項で、守秘義務について規定しております。

第 5 条は、会長についての規定であり、第 1 項で、会長の選任について、第 2 項で、会長の職務、第 3 項で、会長の職務代理について規定しております。

第 6 条は、審査会の会議についての規定であり、第 1 項で、会長が議長となること、第 2 項で、委員全員の出席により会議を開催すること、第 3 項で、会議の非公開、第 4 項で、自己の利害に係る議事に参与することができないことについて規定しております。

第 7 条は、所掌事務についての規定であり、審査会は、法に定める調査審議のほか、既存の歌志内市情報公開審査会及び歌志内市個人情報保護審査会を、歌志内市行政不服審査会へ整理統合するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく諮問に対しての答申も含めることを規定しております。

第 8 条は、審査会の庶務は総務課において処理することを規定しております。

第 9 条は、雑則で、必要な事項は会長が審査会に諮り、定めることを規定しております。

附則。

第 1 項は、施行期日でございます。

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項は、経過措置でございます。

この条例の施行の際、歌志内市情報公開審査会の委員及び歌志内市個人情報保護審査会の委員である者は、歌志内市行政不服審査会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、残任期間と同一の期間とするものでございます。

第 3 項は、歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

定例会資料の 1 ページもあわせてごらん願います。

本条例の施行に伴い、既存の二つの審査会を整理統合することから、別表 1、情報公開審査会の委員と個人情報保護審査会の委員の項を削り、行政不服審査会の委員の項を追加するものでございます。

第 4 項は、歌志内市情報公開条例の一部改正でございます。

行政不服審査会の施行に伴い、第 11 条として、第 1 項で、公開請求に係る不作為についての不服申し立てについても審査会へ諮問することなどや、第 2 項で、情報公開条例に基づく、

不服申し立てについては、審理員制度を適用しない旨の改正を行い、第12条で規定している情報公開審査会の規定を、審査会の整理統合により、削除する改正を行うものでございます。

第5項は、情報公開条例の一部改正に伴う経過措置で、この条例の施行日前にされた不服申し立てについては、従前の例により取り扱うこととしております。

第6項は、歌志内市個人情報保護条例の一部改正でございます。

定例会資料の2ページから3ページにかけてもあわせてごらん願います。

第7条では、個人情報保護審査会を行政不服審査会へ整理統合するため、名称の改正を行い、第28条では、情報公開条例の一部改正と同様に、第1項で、不作為についての不服申し立てについても審査会へ諮問することなどや、第2項で、個人情報保護条例に基づく不服申し立てについては、審理員制度を適用しない旨の改正を行い、第29条で規定している個人情報保護審査会の規定を削除する改正を行うものでございます。

第7項は、個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置で、この条例の施行日前にされた不服申し立てについては、従前の例により取り扱うこととしております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この条例は、4月1日から施行することになっておりますけれども、非常に重要な条例だと私も認識をしておりますが、この第4条に、委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱するというふうに記述してございます。

そこで、やはり委員の委嘱についてなのですが、一応人材について、市長が委嘱することになっておりますけれども、どのような手法をもって人材を委嘱するのか、それが1点と。

2点目は、当然市内だけに限らず、外部、専門的なことと言えば、一例を挙げると大学の先生だとか、それにエキスパート、そういうような方を委嘱するとかも考えられますので、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 現状、行政不服審査会の委員につきましては、現在、歌志内市情報公開審査会になっている委員の方及び歌志内市個人情報保護審査会になられている方ということで、この方々を行政不服審査会の委員にするという取り決めになってございます。

これにつきましては、今現在なされている情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員については、同じ委員がなられておりますので、この方々3人を今回の行政不服審査会のほうにスライドといいますか、この方になっていただくという取り決めにしてございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） これ新しい条例ですよ、新規の条例ですよ。今までの方々をそのまま引き続き委員になっていただくということなのですが、その辺については、もちろん経験もあるかと、そのように認識もします。

ただ、やはり新しい条例なので、一旦、やはり前の条例は条例として、踏襲しているのかもしれませんが、やはり改めてきちっとやるべきではないかと私は考えるのですが、やはりそれはできないと。そのまま委員を踏襲するのだと、そういう考えですか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） いずれの情報公開審査会並びに個人情報保護審査会も、まだ既存として残っている条例の中の委員でございます。

今回の不服審査会につきましても、類似する部分の内容もございますので、この辺も兼ねて、この審査会の委員になっていただくというふうなつくりとしてございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 私は先ほど外部の方も含めた中でという質疑をしております。それについては全然答弁ないのです。それで私は、新規ですから、そういう外部の方も含めた中のことを言ったつもりなのです。そういうつもりで言ったつもりなのです。外部の方も含めた専門的な。やはりその辺についての答弁がないものですから、やはりそれらも考慮した中で、新規の委嘱をすべきではないかと感じているのです。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今回の条例につきましては、先ほど説明申し上げましたように、経過措置ということでございますので、残任期間という、残された期間の関係ということで御理解いただきたいと思っております。

今、御質問された内容等につきましては、次回の、任期満了後の改選といたしますか、そういう段階で改めて庁内において検討してみたいと、そのように考えてございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、条例予算等審査特別委員会を設置して、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、条例予算等審査特別委員会に付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

## 条例予算等審査特別委員会の設置及

### び委員の選任について

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

ただいま設置されました条例予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長を除く7名の委員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を、条例予算等審査特別委員に選任することに決定いたしました。

## 議 案 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第9号歌志内市高齢者専用住宅管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第9号歌志内市高齢者専用住宅管理条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、住宅に困窮する高齢者に対し、安心して健康で明るい日常生活を営むことができる環境と福祉の増進を図るため、低廉な家賃で賃貸する高齢者専用住宅を建設することとし、その管理運営について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市高齢者専用住宅管理条例。

第1章は、総則でございます。

第1条は、目的を定めるものでございます。

この条例は、住宅に困窮する高齢者に対し、住宅を提供し、安心して健康で明るい日常生活を営むことができる環境を整えるため、高齢者専用住宅の設置、整備及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、条文中の用語の定義であります。

この条例で使用する用語について規定するものでございます。

第3条は、名称、位置及び戸数でございます。

別に規則にて規定いたしますが、名称は、本町高齢者専用住宅。主な建設地は、歌志内市字本町7番地37。建設戸数は2LDKを10戸建設するものでございます。

第2章は、住宅入居の手續等に関する事項でございます。

第4条は、入居者の資格等でございます。

既存の公営住宅に準じておりますが、主な違いとして、介護保険法に規定する地域支援事業の通所及び居宅に関するサービス事業を利用していない、自立して生活することが可能な65歳以上の方で、所得税法に準じて計算を行った世帯所得金額の合計が、公営住宅の家賃算定基礎額の第1階層相当額に該当する世帯を対象としており、生活支援員の配置を行わないことから、連帯保証人のほかに、常時安否確認ができる親族等がいることを入居の資格としております。

次条から第11条までにつきましては、入居に関して必要となる手續等となりますが、公営住宅に準じたものでございます。

それぞれ第5条は、入居者の募集、第6条は、入居の申し込み及び決定、第7条は、入居者の選考、第8条は、入居補欠者、第9条は、住宅入居の手續、10条は、同居の承認、第11条は、入居の承継について規定するものでございます。

第3章は、家賃に関する事項でございます。

第12条は、家賃の金額について規定するもので、毎月の家賃は1万5,000円の定額家賃としております。

第13条及び第14条につきましては、その他家賃に関する事項となりますが、公営住宅に準じたものでございます。

それぞれ第13条は、家賃の減免または徴収猶予、第14条は、家賃の納付について規定するものでございます。

第4章は、入居者の管理義務等に関する事項で、公営住宅に準じたものでございます。

第15条は、修繕費用の負担、第16条は、入居者の費用負担義務、第17条から第22条までは、入居者の保管義務等について規定するものでございます。

第5章は、収入超過者に関する事項で、公営住宅に準じたものでございます。

第23条は、収入の申告等、第24条は、収入超過者に関する認定、第25条は、収入超過者の明け渡し努力義務、第26条は、住宅のあっせん等について規定するものでございます。

第6章は、収入状況の報告の請求等でございます。

第27条は、家賃等の減免及び徴収猶予について、収入状況の内容の確認を行うことができる旨を規定するものでございます。

第7章は、退居及び明け渡しに関する事項で、公営住宅に準じたものでございます。

第28条は、住宅の検査、第29条は、住宅の明け渡し請求について規定するものでございます。

第8章は、補則に関する事項で、公営住宅に準じたものでございます。

第30条は、住宅監理員、第31条は、立入検査、第32条は、警察署長の意見の聴取、第33条は、勧告、第34条は、敷地の目的外使用、第35条は、罰則、第36条は、規則への委任について規定するものでございます。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、大きなくくりで質問させていただきたいと思います。

高齢者専用住宅の条例ということですが、おのずと、先ほど委員長報告がありました歌志内市総合計画、その中に基づかれて、まず10年間の第1年目ということで始まるものだと私は考えているところでございます。

それで、歌志内は、総合計画の第1年目の計画の一つとしてやるわけですけれども、市民の方々から、こういったものが出ますというところから、さまざまな意見が寄せられております。疑問も寄せられております。ちょっとそのことについてお聞きしたいと思います。

まず1点目でございます。1棟で10軒の市民の方々が入れるような状況を、2億円を超えるという大きな金額でつくり上げるということでございます。そういう金額でつくるのであれば、集合住宅ではなくて、1棟ずつ10戸をつくる可能性はあると思いますので、そういったことを事業として進めたほうが、市外からの方々も来ていただける、そのようなことになるのではないかと。ここに高齢者のために10戸、どうなのかという疑問がありました。まずそれが1点目でございます。

2点目でございますが、今回は、本町地区に限りということ、あいている土地の有効利用というようなことも絡んでくるのだと思いますけれども、今回は本町地区ということなのだけれども、本町地区だけなのか。違う地域にも、そういったものを必要とする方々がおられると。私もそういうのがあればありがたいと思うという、そんな意見がございます。それを質問したいと思います。

それと、安価な金額ということではございますが、現在、シルバーハウジング等と同じような状況で、管理する方というよりは、見回りの方がおられないような状況のものが現在2カ所あるわけではございますが、それとは別なんでしょうけれども、似たような形なのでというところから、金額が安いというところから、今まで入られている方々の不公平感、このことについても疑問が持たれているようでございます。そういったことに関しましての答弁を願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、1点目の1棟10戸ということで、2億円以上かかる住宅を、それぞれ分離して1戸ずつという考えもあるのではないかとということでございますが、あくまでも高齢者専用の住宅でございまして、そして、敷地も制限がございまして、戸当たりの建物となりましても、建ぺい率という部分もございまして、10戸を建てるとなるとかなり広い土地も必要となってきます。

ただ、目的が、いわゆる1棟10戸、それぞれアパートメント形式、それぞれ壁がございまして、単独で1戸ずつ建てるよりは安価になるという利点もございまして、このような専用の住宅となったところでございます。

また、共同で生活するという、共同でといたしますか、それぞれ気遣うといたしますか、そういう安否確認もそれぞれが、隣土士の安否確認という部分で可能になりますので、分離するよりはいろいろな面で利点があるということでございます。

2番目の本町地区に限りなのかということでございますが、これにつきましては、地区懇の中でも言っておりますが、今回、本町で終わりですということは言っておりません。ニーズを見ながら、今後必要であれば必要な戸数の確保というものは、優先されるいろいろな事業の中から、検討を加えた中で進めるということでございますので、ここで終わりですということではございません。

3番目のシルバーハウジングとの均衡が保たれているのかということでございますが、シルバーハウジングの住宅につきましては、現在、家賃1万8,000円から9,000円程度でございます。支援員もいますし、談話室もございます。このたび建設する住宅につきましては、支援員がいない。また、談話室もないということで、差別化という意味からしますと、その差が家賃に反映されているのではないかとということで私ども考えております。

それで、既存のシルバーハウジングにつきましては、応能応益、いわゆる所得、年金ですと、基本的には変わらないと思っておりますが、経年で1年ごと、いわゆる建物が耐用年数が経過していきますので、その分下がっていくこととなります。今回の専用住宅につきましては、箱家賃で1万5,000円でございますので、その格差という部分につきましては、その格差がある程度保ちながら、シルバーハウジングの家賃を見ながら、今回の専用住宅も家賃の検討もしていかなければならないと。ある程度の差が保たれるようにといたしますか、シルバーハウジングの家賃も変われば、この専用住宅も検討していくということになっております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 一番出だしに、第6次歌志内市総合計画、その流れからという、その始まりからというようなことで質問させていただきました。

といたしますのは、それを強調して質問したというのは、これから歌志内市がさまざまな形で、住環境で行っていかねばならない状況というのは出てくると思うのです。簡単に言うと、コンパクトにしていく、あるいはそうすることによって、さまざまな経費の削減、そういったものも含まれて、この計画なのですかという質問をさせていただいたところです。

それと同時に、ほかの地域でも、やはり高齢化が進むにつれて、そういったものも欲していると、そういった話もございまして。そういったことも含めて、これらのことがこれから10年間で随時その状況を見ながら行われていく、そんなことで捉えていいのか、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 大事な10カ年計画の初年度になりますが、歌志内のまちづくりが残

念なことにおくれをとっているということもございまして、前期4年間である程度集中して事業展開を進めていきたい、このように申し上げていたところでございますけれども、とりあえず今、我々が何をしなければならぬか、御指摘のあるように、若者向けの住宅も含めた、市外から来ていただくという部分も考えた住宅政策も打っていかねばならない。さまざまなものがこれから取り組んでいく中に入ると思います。

そういう中で、何度も私ども申し上げているのですが、まず、私どもが原点として捉えることは、歌志内に住んでくださっている住民の皆さんを大切にするのだと、このことが全ての行政の原点であるということをお示ししております。

そういう意味で、先ほど御指摘にもありましたが、コンパクトシティー化ということをお示しして行政を進めていくと申し上げております。

このコンパクトシティー化というのは、単にまちを小さくするという意味だけではなくて、生活をしやすいとするという大きな課題が、このコンパクトシティーを表明している中にはございます。

そういう意味で、まず、高齢者の皆さんからスタートしたということですが、今、高齢者の皆さんというのは、それぞれがそういう施設的なところに入って、安心・安全な生活ということをお望みしているかということ、私はそうではないと思っております。健康で、その地域で生活を続けたいと望む方が歌志内市民の方々の中で多いと。地区懇その他でお話を伺っても、やはりこの地域で長く生活をしたいと望む方が非常に多いというふうにお聞きしております。

そういう意味からも、今、ほかの地域で望んだらどうなのだという御質問がございましたが、何十戸という大きなものをつくって、そこに集約するということが、私は必ずしもコンパクトシティーになじんでいるとは思いません。

お示ししているように、何カ所かの塊に集約していくということもお示ししているわけがございます。それぞれの地域で生活をしていきたい。なおかつ、うちの地域福祉政策の中でも目配りや気配りをし、向こう三軒両隣ということで、地域の方が見守っていくということもお示ししているところでございますので、今後の政策の中で、各地域で希望される方がもし出てくるとした場合、そういうものにも今後配慮していくというのが行政でないか、そのように思っておりますので、年次が進んでいく中で、また、地区懇を含めて、いろいろ皆さんの考え方、御希望を伺う場面も出てくるかと思っております。そういう中でお聞きした上で、また判断をしていかなければならないのかなと思っております。

まず、歌志内に住んでいただく。そういう環境を整えていくと。特に、今回の場合は、除雪をしなくてもいいという住宅で、冬場の健康管理も含めて考えた住宅になっております。このことで市外への転出を防ぐということも、人口の減少を防ぐということにつながるのかなと、そういう思いも大きいところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議案第10号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第10号歌志内市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第10号歌志内市課設置条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、効率的な行政運営と住民サービスの向上を目的として、市の組織機構の見直しを行い、行政課題に対応した効率的な組織運営を図るため、歌志内市課設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市課設置条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

歌志内市課設置条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する

第1条中「財政課」を「企画財政課」に改める。

これは、提案理由でも申し上げましたとおり、効率的な行政運営と住民サービスの向上を図るためには、新たな行政課題や市民ニーズへの対応が必要となります。これらの課題等に対応するため、課の分掌事務と効率的な組織体制の見直しを行ったところ、総務課から企画と広報部門を財政課へ移動し、財政課から税務部門を住民窓口に近い市民課へ移動させることとなり、それに伴い、財政課の名称を企画財政課へ変更しようとするものでございます。

第2条中総務課の項、財政課の項、市民課の項及び産業課の項を次のように定める。

総務課。

第1号、儀式、褒賞及び表彰に関する事項。第2号、秘書及び渉外に関する事項。第3号、議会及び行政一般に関する事項。第4号、文書及び法規に関する事項。第5号、職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項。第6号、情報管理に関する事項。第7号、防災に関する事項。第8号、他課の所属に属さない事項。

企画財政課。

第1号、予算に関する事項。第2号、財産の管理に関する事項。第3号、広報及び広聴に関する事項。第4号、行政の総合企画及び調整に関する事項。

市民課。

第1号、戸籍、住民基本台帳等に関する事項。第2号、国民健康保険及び国民年金に関する事項。第3号、医療助成に関する事項。第4号、住民相談及び交通安全対策に関する事項。第5号、廃棄物対策及び清掃に関する事項。第6号、税に関する事項。

産業課。

第1号、商工観光に関する事項。第2号、労働に関する事項。第3号、農林業に関する事項。

これは、組織機構の見直しに伴い、課の分掌事務について所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項、第3項及び第4項につきましては、本条例の施行に伴い、関係条例の条文整備を行うもので、課名及び文書事務の変更により、各種委員、審議会の庶務を変更するものでございます。

なお、行政機構図比較表につきましては、定例会資料の7ページでございますので、お目通し願いたいと存じます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議 案 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第11号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第11号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市内への定住を奨励するための措置を拡充するなど、より定住人口の増加を図るため、歌志内市定住促進条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の8ページをごらん願います。

歌志内市定住促進条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

第7号、転入者。平成28年4月1日以降に市内に転入し、転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者を言う。これは、市内在住者と区分を明確にするため、新たに転

入者の定義を定めるものでございます。

別表を次のように改める。

別表につきましては、本条例と同様の制度を定める近隣市町との差別化を図るなど、定住化の促進と移住者の獲得を進めるもので、奨励金の交付対象となる奨励金区分、該当要件及び奨励金額を定めた別表を変更するもので、基本要件における奨励金額の100万円を150万円に、新たに転入者を優遇するため、転入者の場合200万円を交付するための追加。加算要件3の奨励金額について、対象費用から消費税を除くとの文言を削除。また、中古住宅を購入した場合の奨励金額の限度額を50万円から100万円に、さらに、基本要件と同じく、転入者の場合には限度額を150万円とし、加算要件3と同様、消費税に関する文言を削除するものであります。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 確認ということになりましようけれども、新築の場合、基本要件が、住宅を新築した場合100万円となっております。次に、加算要件1、2、3とあります。これは、市内業者に加算部分を発注した場合、この要件を満たしていれば加算してもらえると。新築の場合には、別に、市内業者と記述していないのですよね。これはどのように解釈しているか、ちょっと理解に苦しんだものですから。やはりここも市内業者に発注した場合という文言になるのではないかと思うのですが、どういうことなのでしょう、この辺について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） まず、住宅を新築した場合ということで、まず150万円は当たりますということでございます。市内の建設業者に発注した場合は、プラス100万円として、250万円ということになります。裏を返しますと、市外に発注した場合は、基本の150万円ということになりますので、市内建設業者を利用した場合は、プラス100万円加算要件として付与するというつくりになってございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） もう少しわかりやすく親切にしたほうが私はいいと思うのです。これちょっと誤解を受ける場合もあるのではないかと感じますけれども、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今後のPRの部分では、その辺、わかりやすいような表現にしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議案第12号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第12号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第12号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行により、公務員制度改革の一環として、人事評価制度の導入が義務づけられたこと等により、所要の改正を行うため、関係条例について改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の9ページをごらん願います。

（歌志内市職員給与条例の一部改正）。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法が改正されたため、引用する条項を改正するものでございます。

第5条第2項中「別に規則で定める。」を「等級別基準職務表（別表第5）に定めるところによる。」に改める。

これは、地方公務員法の改正により、等級別基準職務表を条例に定めることとされたため、別表第5として定めるため、条文を改正するものでございます。

第33条の3第3項中「及び中村生活館前」を削り、同条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

これは、行政不服審査法が全部改正され、施行されることに伴い、引用する条項を改正するとともに、所要の改正を行うものでございます。

第34条の2第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

これは、勤勉手当の支給に際し、職員が職務を遂行するのに発揮した能力や業績に基づき行った人事評価の結果を勤勉手当に反映させるため、改正を行うものでございます。

別表第4の次に次の1表を加える。

これは、別表第5として、先ほども御説明いたしました等級別基準職務表を加えるものでございます。

定例会資料の12ページをごらん願います。

(歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)。

第2条、歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法が改正されたため、引用する条項を改正するものでございます。

(歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)。

第3条、歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

第8号、職員の退職管理の状況。

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

第5号、職員の休業の状況。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、職員の人事評価の状況。

これは、人事行政の運営等の状況の公表について規定している地方公務員法第58条の2第1項の改正により、人事評価及び退職管理が追加され、勤務成績の評定が削られたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

これは、行政不服審査法が全部改正され、不服申し立てのうち、異議申し立てに関する事項が廃止されて、審査請求に一本化されることに伴い、改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第13号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第13号歌志内市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第13号歌志内市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行により、行政不服審査制度が見直されることに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の14ページをごらん願います。

（歌志内市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）。

第1条、歌志内市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、審査の申し出に係る処分の内容。

これは、行政不服審査法の全部改正及び地方税法の改正に伴い、記載事項の整理を行うものでございます。

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

第6項、審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

これも行政不服審査法の改正に伴い、引用条項の変更を行うとともに、第6項として、審査申出人の資格喪失の届け出規定の追加を行うものでございます。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項に次に次の1項を加える。

第2項、前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

第5項、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

これも行政不服審査法の改正に伴い、第2項として、弁明書のオンライン提出に係る規定を

追加することや、弁明書の副本等の送付の例外規定を削除する改正、審査申出人から反論書の提出があったときは、市長に送付する旨の規定を追加するなど、法改正に沿った所要の改正を行うものでございます。

資料の15ページをごらん願います。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

第1号、主文。第2号、事案の概要。第3号、審査申出人及び市長の主張の要旨。第4号、理由。

これも行政不服審査法の改正に伴い、地方税法において読みかえて準用する。行政不服審査法第50条の規定に準じて記載事項等を整理するものでございます。

(歌志内市税条例の一部改正)。

第2条、歌志内市税条例(昭和29年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

これも行政不服審査法が全部改正され、施行することに伴い、不服申し立てのうち、異議申し立てに関する事項が廃止されて、審査請求に一本化されることに伴い、改正を行うものでございます。

(歌志内市行政手続条例の一部改正)。

第3条、歌志内市行政手続条例(平成11年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申し立て」及び「、決定」を削る。

これも行政不服審査法が全部改正され、施行することに伴い、異議申し立てに関する事項が廃止されたため、所要の改正を行うものでございます。

資料の16ページをごらん願います。

(歌志内市手数料徴収条例の一部改正)。

第4条、歌志内市手数料徴収条例(平成12年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第228条第1項」の次に「及び行政不服審査法(平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。)」を加える。

これも行政不服審査法が全部改正され、施行することに伴い、法第38条の規定に基づき、審理員が行う提出書類等の写し等や法第81条の規定に基づき、地方公共団体に設置される第三者機関の主張書面等の写し等の交付手数料を条例で定めることとされたため、行政不服審査法の規定を追加する旨の改正を行うものでございます。

第3条中「市長」の次に「(行政不服審査法第38条)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、審理員(同法第9条第3項の規定により読みかえる場合にあっては、審査庁。他の法律において準用する場合にあっては、当該法律の規定により読みかえられたもの。以下同じ。)が行う提出書類等の写し等の交付にあっては、審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては、当該機関。次条において同じ。)」を加える。

これも行政不服審査法の全部改正に伴い、法第38条及び第81条の規定を準用する読みかえ規定を加えるものでございます。

別表の29の項を31の項とし、28の項の次に次のように加える。

別表の改正につきましては、29から30の項に、手数料を徴収するそれぞれの事務について追加するものでございます。

なお、別表の29の項及び30の項に規定する交付手数料については、現在、情報公開条例及び個人情報保護条例において、写しの作成に要する費用の実費として徴収している額と同額の、1枚につき10円と設定したところであります。

本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日であり、法改正の施行期日と同様に、平成28年4月1日としております。

附則第2項及び第3項は、経過措置について定めたものであり、第1条及び第2条に規定する各条例の一部改正において、この条例の施行日前にされた審査の申し出や不服申し立てについては、従前の例により取り扱うこととしております。

説明は、以上で終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 1 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第14号歌志内市介護サービス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第14号歌志内市介護サービス条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、介護予防・日常生活支援総合事業が介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業に位置づけられたことに伴い、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市介護サービス条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の19ページをごらん願います。

歌志内市介護サービス条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、指定居宅介護支援」を「、指定介護予防支援」に改め、「（以下「介護サービス」という。）」の次に「及び介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業（以下「第一号

事業」という。)」を加える。

これは、介護保険法の改正に伴い、平成28年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業を行うため、条例、条文の整備を行うものでございます。

第2条中第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

第11号、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業、法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業及びロに規定する第一号通所事業をいう。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

第8号、介護予防支援、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。

第2条に次の2号を加える。

第13号、介護予防サービス計画書、法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。

第14号、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号介護予防ケアマネジメント事業、法第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等に提供される必要な援助を行う事業をいう。

これは、法改正に伴い、用語の定義について追加規定するものでございます。

資料の20ページをごらん願います。

第3条中「、法第8条第7項に規定する通所介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護のサービスとする。」を「、次の各号に掲げるものとする。」に改め、同条に次の各号を加える。

第1号、法第8条第7項に規定する通所介護。

第2号、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援。

第3号、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業。

第4号、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防ケアマネジメント事業。

これは、市が行う介護サービスについて規定するものでございます。

第4条第1項を次のように改める。

前条各号に規定するサービスを行う事業所の名称及び位置は次のとおりとする。

第3条第1号のサービス。第3条第3号のサービス。名称、歌志内市デイ・サービスセンター。位置、歌志内市字文珠244番地2。

第3条第2号のサービス。第3条第4号のサービス。名称、歌志内市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所。位置、歌志内市字本町5番地。

これは、第3条で規定する市が行うサービスの事業所の名称及び位置について規定するものでございます。

第5条、各号を次のように改める。

第1号、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項第1号及び第5号に規定する介護扶助に係る者。

第2号、法第115条の45第1項に規定する居宅要支援被保険者。

これは、第3条に規定するサービスの対象者について規定するものでございます。

資料の21ページをごらん願います。

第7条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

第3号、第一号事業、第一号事業に係る第一号事業支給費額。

第4号、法第115条45の3第3項の規定により第一号事業支給費を利用者に代わり指定

事業者に支払う場合における第一号事業、第一号事業支給基準額から第一号事業支給費の額を控除した額。

これは、サービスに係る費用の負担額について規定したもので、第3号は、第一号事業に係る利用者負担額でございます。

また、第4号は、第一号事業に係る実施主体である市が払うべき額を示したものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1点だけ、確認ということで質問させていただきたいのですが、関係条文を整備するというので、今、提案がございましたが、この中身を見ると、歌志内市で介護サービスを受けたいと考えている市民の方々に対するサービス、ほとんど変わらないというふうな思いで見えるのですが、その点についてだけ答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 介護保険にかかわる部分については、今までどおりのサービスを受けられるということでよろしいかと思えます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議案第15号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第15号歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第15号歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業を開始することに伴い、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の22ページをごらん願います。

歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例（平成6年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及び法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を削り、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業。

これは、介護保険法の改正に伴い、従来の指定介護予防通所介護が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、市町村が行う地域支援事業の第一号通所事業を実施するために所要の改正を行うものでございます。

第7条第3号中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第3条第2号」を「第3条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

第2号、第3条第2号の事業、サービス条例第5条第2号に規定する者。

これは、第一号通所事業の利用対象者として、歌志内市介護サービス条例第5条第2号に規定する居宅要支援被保険者を追加するものでございます。

第8条第1項中「前条第1号」の次に「及び第2号」を加え、「前条第2号及び第3号」を「前条第3号及び第4号」に改める。

これは、第7条に規定する利用対象者の許可について所要の改正を行うものでございます。

資料の23ページをごらん願います。

第10条第2項第1号中「第7条第1号」の次に「及び第2号」を加え、同項第2号中「第7条第2号」を「第7条第3号」に改め、同項第3号中「第7条第3号」を「第7条第4号」に、「第41条第4項第1号」を「第115条の45第5項」に改める。

これは、第7条に規定する利用対象者の利用料金について所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議案第16号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 議案第16号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第16号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の24ページをごらん願います。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

このたびの改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が施行後10年以上経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、これらの対応を図るために改正を行うもので、主要な改正は3点になります。

1点目は、資料右側の改正の欄で御説明いたしますが、資料の30ページ下段の厨房設備、気体燃料にあります不燃以外、開放式、不燃、開放式のそれぞれの上の欄に、グリドル付こんろを追加し、資料の36ページから37ページ、37ページから38ページにかけての調理用器具、気体燃料にあります不燃以外、開放式、不燃、開放式のそれぞれのバーナーが露出の下の欄に、グリル、グリドル付こんろを追加し、資料の39ページから40ページにかけて、電気調理用機器、電気にあります不燃以外、不燃のそれぞれのこんろ部分の全部が、電磁誘導加熱式調理器のものの入力欄に、それぞれ5.8キロワット以下を追加しております。

2点目は、同じく資料39ページから40ページ左側の現行欄にあります電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を、改正欄では、電気調理用機器として一つに統合し、区分を整理しております。

3点目は、別表第3の右端にあります備考欄全体の整理を行っております。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 1 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第16 議案第17号歌志内市生活館条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第17号歌志内市生活館条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、本町生活館を歌志内市社会福祉協議会に、中村生活館を中村町内会及び中央地区自治会に、それぞれ無償貸与するため、歌志内市生活館条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市生活館条例を廃止する条例。

歌志内市生活館条例（昭和48年条例第34号）は廃止する。

本町生活館は、昭和48年に建設し、43年が経過した建物で、本町地区の生活館として、社会福祉の向上と文化の振興に役割を果たしてきた施設であります。

しかし、地区人口の減少や平成3年に本町第二地区、平成5年に本町第一地区に町内会館が完成したことにより、生活館の利用者が大幅に減少してきたことから、歌志内市社会福祉協議会の事務所として、施設の無償貸与を行い、現在に至っております。

中村生活館は、昭和49年に建設し、42年が経過した建物で、中村地区の生活館として、社会福祉の向上と文化の振興に役割を果たしてきた施設であります。

財政健全化の一環として、平成19年から中村生活館を休止することとし、中村町内会、中央地区自治会へ施設の無償貸与を行い、現在に至っております。

このような現状から、生活館としての機能を廃止し、今後も施設を無償貸与するため、本条例を廃止しようとするものでございます。

附則。

附則第1項は、施行期日で、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項については、定例会資料の42ページをごらん願います。

この条例の廃止に伴い、関連する議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部改正として、第2条に規定している施設のうち、生活館を削る改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 生活館の条例を廃止するというところで、まずは、本町の生活館、そし

て中村生活館、条例を廃止する。条例を廃止するという事は、これはどこの建物になるのかということ、まず答弁いただきたいと思います。

そして、歌志内市には、町内会館あるいは集会所というものがそれぞれあるわけですが、大きく分けると二つになるのではないかと思います。

といいますのは、その町内に住んでいる方々が建てて、管理運営していく、そんな生活館あるいは集会所。と同時に、市役所が建てて、その管理運営を、有償で貸して、町内会に行わせている会館、そういったものがあるかと思えます。今回のは、今まで使っていたものを無償で貸与すると。これで、三つの種類の生活館、町内会館ができるのかなと思うのですが、まず、間違っていたら、それ指摘してください。

と同時に、そうすると、私たちの文珠第三町内会は、自分たちで建てて、その管理運営をすると同時に、修理・修繕、これについては自分たちで行う。ただ、大きな額になるものは市からの助けを得て解決するという方法をとっています。

これから、この二つの生活館に関しては、どのような状況になるのか、まずは、そのことにつきまして答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） このたび条例を廃止することによりまして、これまで行政財産という位置づけでしたが、今度は普通財産ということになりますので、管財グループのほうの所有になってきます。

2番目の町内会館の位置づけということですが、このたびは、当初は無償譲渡ということでお話を進めてきたわけですが、町内会として、財産を抱えるということは非常にリスクがあるということで、無償貸与という形にしたものでございます。

ただ、修繕費用その他については、町内会のほうで見ていただくということで理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 下山議員言われました、二つの種類と言いましたけれども、実際に、文珠第三、しらかば町内会もそうですけれども、町内会館の位置づけとしては、三つの運用の仕方があるということです。

まずは、今回、無償貸与の条件に当てはまるのは、中村町内会と中央地区自治会には、維持・修繕については、小さいものについては見てくださいますけれども、もう一つ、神威町内会が老人福祉センターを使っていますので、これについては、現状、もっと詳しくは虻川課長のほうが知っていると思えますけれども、料金が多分無償なのか、利用料金1時間幾らなのかというのは、私ちょっと確認とれていないのですけれども、多分そういう時間帯によって借りているのではないのかなと。そういう利活用の仕方があると。

それと、各改良住宅等にある集会施設、町内会集会所というか、町内会館みたいなものがありますけれども、それについては、月額8,000円とか1万円とか、そういう月額で徴収して、今現在は、こういう問題もありますので、月額料金を安くしているということをこの前、提案したと思えますけれども、料金を下げて貸し付けをしているという形。

それと、全く町内会単独で、住民の皆さん、町内会の方の協力を得て、浄財で、自賄いで建設しているというふうなもので、それに対しては、市の助成金を活用しながら、建物を新築したり改修したりということで、町内における会館の利用の仕方については、三つの種類があるということでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、答弁をいただきました。

ということは、今ここで、地域の方々に無償で貸与するというものについては、それと、先ほどの答弁の中で、神威の老人福祉センター、それらのことも出てきたのですが、これは、あくまでも市のものになって、そして、修理・修繕はやってもらって、大きなものについては、市のほうが助成という形で行っていきますと。

そうなると、市のものですから、壊しますという場合は、市が壊すということになります。例えば私たちの持っている文珠第三町内会館は、自分たちでしなければならないということになりますけれども、そういったものがちょっと違ってくるのだと思います。

あと、家賃を払っている、今言われました上歌ですとか歌神、東光、本町川向、そういったものは、それも市のほうで最終的には壊しますという持ち物だということによろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） そのように理解していただいて結構です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議案第18号

○議長（川野敏夫君） 日程第17 議案第18号歌志内市集会施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第18号歌志内市集会施設条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、文珠地区総合集会施設文珠会館を解体除却するため、歌志内市集会施設条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市集会施設条例を廃止する条例。

歌志内市集会施設条例（昭和52年条例第31号）は廃止する。

文珠地区総合集会施設文珠会館は、昭和52年に建設し、39年が経過した建物で、集会施設として、生活文化の向上や健康の増進に役割を果たしてきた施設であります。

財政健全化の一環として、平成19年から施設を休止し、現在に至っております。

休止から10年近くが経過し、施設の老朽化により、地域の景観や道路の安全確保を図るために、平成28年度において解体除却するため、本条例を廃止しようとするものでございます。

附則。

附則第1項は、施行期日で、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項については、定例会資料の43ページをごらん願います。

この条例の廃止に伴い、関連する議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部改正として、第2条に規定している施設のうち、集会施設を削る改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議 案 第 1 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第18 議案第19号歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第19号歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の策定について御提案申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画を、別冊のとおり策定するものでございます。

なお、本計画につきましては、平成22年度から平成27年度までの6カ年計画を策定し、本市における過疎対策事業を推進してまいりました。

しかし、本年3月末をもって失効する同法が、議員立法により同法の一部を改正する法律が施行され、さらに5年間再延長されたところであります。

このことから、今般、北海道が策定した過疎地域自立促進方針との整合性を図り、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画を策定するものでございます。

提案理由につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）の施行により、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の失効期限が平成32年度まで再延長されたことから、引き続き住民福祉の向上や地域格差の是正などを目的として、法に基づく特別な措置により、地域の自立促進を図るため、歌志内市過疎

地域自立促進市町村計画（平成28年度から平成32年度）を策定するものでございます。

本計画案につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の44ページをお開き願います。

歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の策定に関する資料でございます。

最初に、1、経過等でございますが、過疎地域自立促進市町村計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）により、同法に基づく特別な措置を受けるため、過疎地域市町村が策定するもので、今般、平成28年3月31日で失効する同法が、議員立法により5年間再延長されたところであります。

このため、本市の計画策定につきましては、現計画を基本とし、5年間再延長する内容に変更するもので、計画の策定に当たっては、北海道過疎地域自立促進方針との整合性を図るとともに、歌志内市総合計画案及び歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、過疎対策事業債など、同法に基づく特別な措置を継続して活用するため、現計画の基本的内容を整理し、策定するものでございます。

次に、2、過疎地域自立促進特別措置法の期限であります。同法の一部を改正する法律が平成24年に施行されたことに伴い、本年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年となっております。

次に、3、過疎地域自立促進市町村計画の構成であります。

(1) 計画の構成であります。これにつきましては、同法の基本的な項目設定の指示に基づいておまして、1の基本的な事項から10のその他地域の自立促進に関し必要な事項まで、それぞれ記載のとおりであります。

(2) 計画期間であります。今般、同法が5年間再延長されたことから、同法の期限と同様に、平成28年度から平成32年度までの5カ年としております。

定例会資料の45ページをお開き願います。

4、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画であります。施策区分ごとに過疎対策事業債の活用が想定される主な事業の内容をそれぞれ記載しておりますので御参照願います。

また、別冊の歌志内市過疎地域自立促進市町村計画案につきましては、御説明を省略させていただきます。

以上でございますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この自立市町村計画は、北海道全体では149市町村が過疎地域自立促進特別措置法の対象となっておりますが、当市では、平成12年度より4回にわたって計画が出されております。

そこで、過疎対策事業債の対象施設の追加を内容とする法改正が、平成26年4月1日に施行されて、これに伴って、過疎地域自立促進特別措置法の概要の一部には変更もありますが、確認として、2件の質疑をさせていただきます。

先ほど提案理由の中に、法第6条第1項に基づいて計画策定されていると認識しておりますが、法第5条の促進方針等には関係ないのでしょうか。これが1点です。

それから、2件目の法第12条の過疎地域自立促進のための地方債についてですが、本計画に基づいて行う事業の財源として、自立促進のための地方債を発行することになるかと思えます。過疎対策事業債の元利償還金の70%相当額は、普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっておりますけれども、現在においてもこれらには変更がないかどうか、その2

点についてお願いします。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今言われました法案の中身というのは詳しく把握しておりませんが、基本的には、法に基づいた促進方法に乗ってやっていくと。全国的に、こういう過疎法に載せられたスケジュールに従って、こういう計画をつくって、各過疎市町村は、これに沿って事業を実施していくということになっておりますので、その辺は以前と変わらないというふうに思っております。

また、今言われました過疎対策事業の部分でございますが、谷議員言われたように、元利償還の70%の地方交付税算入ということで、これは変わってございません。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 提案には、措置法の第6条第1項としか述べていなかったものですから、それで、俗に言う法第5条の促進方針というのがあるのです、第5条に。これらは全然関係ないのかという思いで1点目、質疑したのです。これはやはり一緒に、関連性あるのですね。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 当然関係あります。国もそうですけれども、北海道もそうなのですけれども、これが第6条になりますので、その促進方針に基づいて、市町村の議会の議決を経て策定しなさいというふうになっていきますので、当然第5条が前提になっているということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

### 委員会提出議案第32号

○議長（川野敏夫君） 日程第19 委員会提出議案第32号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、本田加津子さん。

○議会運営委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

委員会提出議案第32号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会への欠席に関する規定の一部を改正しようとするものです。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、委員会提出議案資料 1 ページをごらん願います。

歌志内市議会会議規則（昭和 4 2 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

第 2 項、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 8 7 条に次の 1 項を加える。

第 2 項、委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

これは、男女共同参画を考慮した議会活動を促進し、女性議員が出産を理由に欠席できるよう規定を明記するために所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第 3 2 号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第 3 2 号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1 時 5 7 分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    崎    瑞    紀

署名議員      谷                    秀    紀